

高圧ガスを封入した緩衝装置等に係る輸入の通関の際における取扱いについて

財 関 第 257 号
平成 30 年 2 月 27 日
改正 財 関 第 1696 号
平成 30 年 12 月 27 日
改正 財 関 第 861 号
令和 元年 6 月 27 日
改正 財 関 第 1120 号
令和 2 年 12 月 28 日

標記のことについて、別添のとおり、経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官から依頼があったことから、平成 30 年 2 月 28 日から、これにより実施されたい。

なお、この通達の実施に伴い「高圧ガスを封入した緩衝装置等に係る輸入の通関の際における取扱いについて」（平成 26 年 12 月 25 日財関第 1320 号）は廃止する。

別 添

20180222保局第 4 号
平成 30 年 2 月 27 日
改正 20181210保局第 2 号
平成 30 年 12 月 27 日
改正 20190606保局第 2 号
令和 元年 6 月 14 日
改正 20201218保局第 1 号
令和 2 年 12 月 25 日

財務省関税局長 殿

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官

高圧ガスを封入した緩衝装置等に係る輸入の通関の際における取扱いについて

上記の件について、高圧ガスを封入した緩衝装置等に係る輸入の通関の際における取扱いを定めましたので、別紙のとおり取り扱われたくお願い致します。

なお、この取扱いについては、平成30年2月28日から実施することとし、これに伴い、平成26年12月22日付け20141217商局第1号経済産業省大臣官房商務流通保安審議官通達（高圧ガスを封入した緩衝装置等に係る輸入の通関の際における取扱いについて）は廃止します。

別紙

1. 高圧ガス保安法の適用除外となる輸入高圧ガスの範囲

- (1) 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号。以下「法」という。）では、高圧ガスが封入されていない容器、機器類の輸入については、輸入に際して法の適用を受けることはない。高圧ガスの定義は法2条のとおりであり、圧縮ガスの場合であれば、1メガパスカル未満である圧縮ガスは高圧ガスではない。

法第3条第8号の規定により災害の発生のおそれのない高圧ガスとして、高圧ガス保安法施行令（平成9年政令第20号）により定められたものは法の適用除外となる。具体的には、ガス量が0.15立方メートル以下のもののうち、高圧ガス保安法施行令関係告示（平成9年通商産業省告示第139号。以下「政令関係告示」という。）第4条の2第2号に規定するエアバッグ内の高圧ガスである。

当該高圧ガスを輸入しようとする者（以下「輸入者」という。）は、自ら、政令関係告示の規定（以下「高圧法適用除外要件」という。）に合致していることを確認しなければならない。

なお、エアバッグとは、自動車用、着衣型エアバッグ、救命胴衣、電動車いす等に装着して使用するエアバッグ等をいう。

- (2) エアバッグガス発生器に係る高圧法適用除外要件は次のとおりである。（なお、2.②に規定する自動車用エアバッグガス発生器内の高圧ガスは除く。）

① 内容積が100ミリリットルを超える場合

(イ) 製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示（昭和五十年通商産業省告示第291号。以下「製造細目告示」という。）第12条の16第1号イに適合する高圧ガスであつて毒性を有しないものが封入してあること。

(ロ) 作動時における内部のガスの圧力が設計圧力を超えない構造であること。

(ハ) 法第44条第4項の容器検査における容器の規格又は同等以上の検査における容器の規格に適用するものであること。

② 内容積が100ミリリットル以下の場合、製造細目告示第12条の16第1号イに適合する高圧ガスであつて毒性ガス以外のものが封入してあること。

2. 都道府県知事の検査を要しない輸入高圧ガスの範囲

- (1) 一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号。以下「一般則」という。）第46条（検査を要しない輸入高圧ガス）に規定する機器類内の高圧ガスについては、法第22条に基づく輸入検査を要しない。ただし、次に掲げるもの（商品見本、当該商品の性能試験を行うための試験品等の販売の用に供しないもの又は個人用貨物（自動車の個人輸入の場合及びこれに準ずる場合を含む。以下「販売の用に供しないもの又は個人用貨物」という。）を除く。）にあっては、輸入者が自ら一般則第46条第1項又は第2項第1号、第2号、第4号若しくは第5号の規定（以下「輸入検査適用除外要件」という。）に合致していることを確認したものであること。

① 緩衝装置（椅子用リフター、自動車用ショックアブソーバ、エア・サスペンション、ドアクローザー等）内の高圧ガス（以下「緩衝装置」という。）

- ② 封入ガス量が0.15立法メートルを超える自動車用エアバッグガス発生器内の高圧ガス（以下「自動車用大型エアバッグガス発生器」という。）
 - ③ 消火器（自動車と一体として設計され、かつ、自動車又はその部品に組み込まれているもの（自動車に設置される当該消火器の交換品として自動車又はその部品に組み込むためのものを含む。）に限る。）内の高圧ガス（以下「消火器」という。）
 - ④ 国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器又は国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器（以下「相互承認容器」という。）内の高圧ガス
 - ⑤ 航空法（昭和27年法律第231号）第10条の規定に適合する容器（以下「航空法容器」という。）内の高圧ガス
- （2）上記（1）⑤に定める航空法容器は航空機用消火器等であり、装備品、交換品として航空機又はその部品に搭載されるためのものである。なお、同法第2条第1項の航空機内における高圧ガスについては、法第3条第5号により同法の適用を受けない。また、航空機用の救命胴衣は、通常、1.（2）の法の適用除外となるエアバッグに該当するところ、その場合には一般則46条第2項第5号の対象とはならない。

3. 通関の際の取扱い

- （1）税関においては、緩衝装置、自動車用大型エアバッグガス発生器、消火器、相互承認容器又は航空法容器が輸入される場合は、輸入検査適用除外要件を満たしていることについて、輸入者に説明又は書類の提出を求め、適当であると認められる場合は通関を認める。なお、上記2.のとおり、販売の用に供しないもの又は個人用貨物については、書類の提出は不要として差し支えない。

- ① 緩衝装置、自動車用大型エアバッグガス発生器又は消火器が輸入検査適用除外要件を満たしていることを輸入者が確認し、これを説明する資料として、確認証明書（緩衝装置輸入規制適用除外確認証明書（参考様式第1）若しくはその写し、自動車用大型エアバッグガス発生器輸入規制適用除外確認証明書（参考様式第2）若しくはその写し又は自動車用消火器輸入規制適用除外確認証明書（参考様式第3）若しくはその写しをいう。以下同じ。）を提出させるので、これを確認されたい（なお、確認証明書に準じて作成された書面にあっては、説明する資料と認めて差し支えない。）。この際、輸入検査適用除外要件を満たしているかどうかについて疑義が生じた場合は、必要に応じて、検査合格証、検査データ等の提出を求めること、規格適合マークの確認を行うこと、又は現物の確認を行うことは差し支えないが、自動車又は椅子等の製品に組み込まれている等の理由により現物の目視確認が困難である場合は、製品に応じた合理的な方法で確認することとされたい。

なお、緩衝装置、自動車用大型エアバッグガス発生器又は消火器の型式により、輸入検査適用除外要件を満たしていることが証明されている場合は、同一型式のものは確認証明書等の提示を適宜省略することとして差し支えない。

- ② 相互承認容器を単体で輸入する場合にあっては、高圧ガス保安協会若しくは指定容器検査機関が発行した材料適合証明書若しくはその写し（国際相互承認

圧縮水素自動車燃料装置用容器又は国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器を輸入する場合に限る。）、又は当該容器が輸入検査適用除外要件を満たしていることを輸入者が確認し、これを説明する資料として、相互承認容器輸入規制適用除外確認証明書（参考様式第４）若しくはその写しを提出させるので、これを確認されたい（なお、相互承認容器輸入規制適用除外確認証明書の準じて作成された書面にあつては、説明する資料と認めて差し支えない。）。この際、輸入検査適用除外要件を満たしているかどうかについて疑義が生じた場合は、必要に応じて、国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては、「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定（平成１０年条約第１２号）に付属する規則」（以下「協定規則」という。）第１３４号４．４．に定める協定規則第１３４号に適合している旨の記号（下図１）が当該容器に施されていること、国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器にあつては、協定規則第１１０号７．４．に定める協定規則第１１０号に適合している旨の記号（下図２）が当該容器に施されていること、国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器にあつては、協定規則第１４６号４．４．に定める協定規則第１４６号に適合している旨の記号（下図３）が当該容器に施されていることを確認されたい。なお、相互承認容器を、車両に固定された状態で輸入される場合は、車両の型式承認において容器の適合性を確認済みであるため、通関の際は特段の確認を要しない。

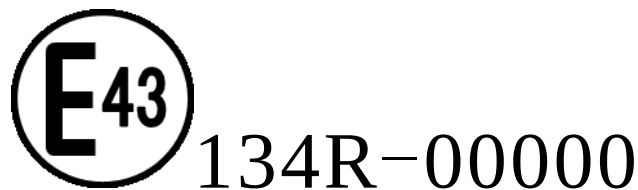


図１．協定規則第１３４号に適合する記号の例（円の中の数字は国毎に定める固有の番号、円に続く数字は１３４、続く数字等は認可番号）

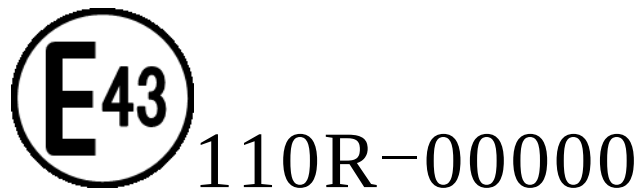


図２．協定規則第１１０号に適合する記号の例（円の中の数字は国毎に定める固有の番号、円に続く数字は１１０、続く数字等は認可番号等）

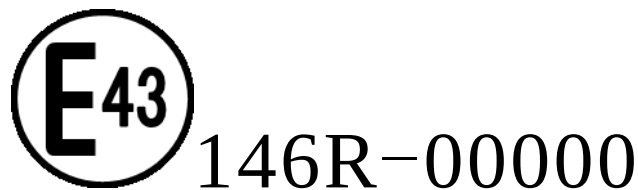


図３．協定規則第１４６号に適合する記号の例（円の中の数字は国毎に定める固有の番号、円に続く数字は１４６、続く数字等は認可番号）

③ 航空法容器については、当該航空法容器が航空機に搭載されるものであるこ

とを確認するため、輸出耐空証明書（AUTHORIZED RELEASE CERTIFICATE）又はその写し又は航空機メーカーの部品表（PARTS CATALOG）又はその写し等を確認することとされたい。

- （２）緩衝装置、自動車用大型エアバッグガス発生器、消火器、相互承認容器又は航空法容器の輸入申告の審査に際して、輸入検査適用除外要件を満たすことについて疑いがあると認められる場合には、当該審査を行う税関が所在する都道府県の知事に確認願いたい。

(参考様式第 1)

緩衝装置輸入規制適用除外確認証明書			
品 名		型式	
項 目	輸入する緩衝装置の概要	適用除外要件	判定
用 途		圧力、荷重等の変動の吸収・緩和、荷重の支持又は蓄圧用	
ガ ス 名		不活性ガス又は圧縮空気	
圧力制御方法		設計圧力を超えない構造	
設計圧力での 安全性確認			
再 充 填 構 造		再充填できない構造	
本品は、上記記載のとおり高圧ガス保安法に基づく一般高圧ガス保安規則第 4 6 条(検査を要しない輸入高圧ガス) 第 1 項に定められた基準に適合していることを確認致します。 (確認年月日) (輸入者の氏名又は名称) (同住所、電話番号)			

(備考) この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

(注) 「判定」欄は、適用除外要件に適合しているときは「適合」と、適合していないときは「不適合」と記入する。

(参考様式第2)

自動車用大型エアバッグガス発生器輸入規制適用除外確認証明書			
品 名		型式	
項 目	輸入する自動車用大型エアバッグガス発生器の概要	適用除外要件	判定
充 填 ガ ス 名		(イ) 可燃性ガス(アセチレン、エチレン及び水素を除く。)中の酸素の容量が全容量の4%未満。 (ロ) 酸素中の可燃性ガス(アセチレン、エチレン及び水素を除く。)の容量が全容量の4%未満。 (ハ) アセチレン、エチレン又は水素中の酸素の容量が全容量の2%未満。 (ニ) 酸素中のアセチレン、エチレン及び水素の容量の合計が全容量の2%未満。 (ホ) 一般高圧ガス保安規則第2条第2項に規定される毒性ガスではない。	
充 填 圧 力		作動時における内部のガスの圧力が設計圧力を超えない構造	
容器の設計圧力(破裂版の破裂圧力)			
作 動 圧 力			
再 充 填 構 造		再充填できない構造	
容器の基準と同等の規格		自動車用エアバッグガス発生器に係る米国DOT基準、EN規格又はISO規格に適合していること。	
本品は、上記記載のとおり高圧ガス保安法に基づく一般高圧ガス保安規則第46条(検査を要しない輸入高圧ガス)第2項第1号に定められた基準に適合していることを確認致します。 (確認年月日) (輸入者の氏名又は名称) (同住所、電話番号)			

(備考) この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(注) ①「判定」欄は、適用除外要件に適合しているときは「適合」と、適合していないときは「不適合」と記入する。

②充填ガス名の適用除外要件は(イ)～(ホ)をすべて満たすこと。

③自動車用エアバッグガス発生器に係る米国DOT基準、EN規格又はISO規格に適合していることが確認された場合は、充填圧力、容器の設計圧力及び作動圧力については適用除外要件に適合しているものと判定して差し支えない。

(参考様式第 3)

自動車用消火器輸入規制適用除外確認証明書			
品 名		型式	
項 目	輸入する消火器の概要	適用除外要件	判定
用 途		自動車と一体として設計され、かつ、自動車用部品に組み込まれている消火器（自動車に設置される消火器及び当該消火器の交換品として自動車又はその部品に組み込むためのものを含む。）	
充 填 ガ ス 名		不活性ガス	
本品は、上記記載のとおり高圧ガス保安法に基づく一般高圧ガス保安規則第 4 6 条（検査を要しない輸入高圧ガス）第 2 項第 2 号に定められた基準に適合していることを確認致します。 （確認年月日） （輸入者の氏名又は名称） （同住所、電話番号）			

（備考）この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

（注）「判定」欄は、適用除外要件に適合しているときは「適合」と、適合していないときは「不適合」と記入する。

(参考様式第4)

相互承認容器輸入規制適用除外確認証明書			
品名	国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器 国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器 国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器		
項目	輸入する容器の概要	適用除外要件	判定
用途		国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器又は 国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器 （販売の用に供しないもの又は個人用貨物を除く。） にあっては、高圧ガス保安協会又は指定容器検査機関が発行した材料適合証明書を取得していること。	
材料適合証明書番号			
協定規則に適合している旨の記号	適合する協定規則の番号： 国番号： 認可番号：	協定規則を批准する国の適切な認可を取得した容器であること。	
本品は、上記記載のとおり高圧ガス保安法に基づく一般高圧ガス保安規則第46条（検査を要しない輸入高圧ガス）第2項第4号に定められた基準に適合していることを確認致します。 （確認年月日） （輸入者の氏名又は名称） （同住所、電話番号）			

（備考）この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

（注）①「品名」欄は、いずれか該当する品名を記入すればよい。

②「判定」欄は、適用除外要件に適合しているときは「適合」と、適合していないときは「不適合」と記入する。

③「材料適合証明書番号」欄は、材料適合証明書を取得している場合に限って記入すればよい。